

令和 4 年 6 月 定例教育委員会
議案説明資料

議案 5 件

計 5 件

番号	議案第 15 号	担当	教育総務部教育政策課
議案名	松原市教育振興基本計画策定委員の委嘱及び任命について		
説明	<p>松原市教育振興基本計画（後期計画）の計画期間が令和 5 年度で終了するに当たり、令和 6 年度からを計画期間とする第 2 期松原市教育振興基本計画を策定するため、委員の委嘱及び任命を行うものです。任期は委嘱の日から令和 6 年 3 月 31 日までです。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

○松原市教育振興基本計画策定委員会規則

平成28年6月29日教委規則第5号

松原市教育振興基本計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置条例（昭和40年条例第20号）第2条の規定に基づき、松原市教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の組織、運営その他策定委員会について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、松原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、松原市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定について審議するものとする。

(委員)

第3条 策定委員会は、委員12人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 市職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 前項の場合において、副委員長に事故あるとき又は副委員長が欠けたときは、委員のうち年長の者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が定まっていない場合の会議は、教育委員会が招集する。この場合において、委員長が必要があると認めるときは、委員は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議に出席することができる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面による開催)

第7条 委員長は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面会議の実施をもって会議の開催に代えることができる。

- (1) 緊急の必要があり策定委員会を招集するいとまがないとき。
- (2) 災害その他の理由により、策定委員会を招集することが適当でないとき。

- (3) 会議の目的が審議を要しないものであるとき。
- 2 委員長は、書面会議の実施に当たり、次の各号に掲げる資料を委員に送付しなければならない。
- (1) 議事の内容を明らかにした議案書
 - (2) 議事に対する委員の意見・賛否を明らかにするための表決書
 - (3) その他書面会議の実施に必要な資料
- 3 委員長は、委員が表決書を提出する期限を定め、資料の送付に当たり、それを通知しなければならない。
- 4 書面会議は、期限内に委員の過半数から表決書が提出されたことをもって開催されたものとし、委員は表決書の提出をもって会議に出席したものとする。
- 5 書面会議においては、表決書の提出期日を会議の開催日とみなす。ただし、提出期日以前に全ての委員から表決書の提出があった場合は、委員から表決書の提出があった日のうち最も遅い日を会議の開催日とみなす。
- 6 委員長は、書面会議の結果を委員に報告する。

(関係者の出席等)

第8条 策定委員会は、会議において必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(検討委員会)

第9条 第2条の所掌事務を遂行するに当たり、必要な基本計画の素案や資料の作成等を行うため、策定委員会の下に松原市教育振興基本計画庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

2 検討委員会の運営に関する事項は、教育委員会が別に定める。

(庶務)

第10条 策定委員会の庶務は、教育委員会事務局教育政策課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月28日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

番号	議案第16号	担当	教育総務部教育政策課
議案名	第2期松原市教育振興基本計画策定に関する諮問について		
	第2期松原市教育振興基本計画の策定に関して、松原市教育振興基本計画策定委員会規則第2条の規定に基づき、松原市教育振興基本計画策定委員会へ諮問するものです。		
説明			
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

番号	議案第 17 号	担当	教育総務部学校給食課
議案名	松原市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱及び任命について		
	松原市立学校給食センター条例第 5 条第 3 項及び同条例施行規則第 4 条に基づき、松原市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱及び任命を行うものです。		
説明			
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。 令和 4 年 7 月 11 日		

○松原市立学校給食センター条例

昭和47年3月31日条例第12号

改正

昭和54年3月31日条例第9号

平成6年4月12日条例第13号

平成20年12月19日条例第27号

平成24年3月28日条例第8号

松原市立学校給食センター条例

(設置)

第1条 市立学校において実施される学校給食を効果的かつ能率的に処理するため、学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条の規定に基づき、本市に学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 松原市立学校給食センター

(2) 位置 松原市河合5丁目238番地

(業務)

第3条 給食センターは、教育委員会の指定する学校において実施される学校給食に関し、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 副食物の調理及び配送に関する事。

(2) 食器、食かん等の洗浄、消毒及び保管に関する事。

(3) その他教育委員会において必要と認めること。

(職員)

第4条 給食センターに所長その他必要な職員を置く。

(運営委員会)

第5条 給食センターに松原市立学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、学校給食に関する重要な事項を協議決定し、給食センターの運営について審議する。

3 運営委員会の委員は、教育委員会が委嘱する。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。（昭和47年規則第18号で昭和47年6月1日から施行）

附 則（昭和54年条例第9号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第13号）

この条例は、平成6年5月9日から施行する。

附 則（平成20年条例第27号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第8号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○松原市立学校給食センター条例施行規則

昭和47年5月25日教委規則第2号

改正

昭和54年2月26日教育委員会規則第1号

平成元年7月31日教育委員会規則第21号

平成24年11月1日教育委員会規則第13号

平成30年8月9日教育委員会規則第3号

松原市立学校給食センター条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、松原市立学校給食センター条例（昭和47年条例第12号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき条例施行に関する必要な事項を定める。

(職員)

第2条 条例第4条に規定する松原市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）に次の職員を置く。

(1) 所長 1名

(2) 職員 若干名

(職務)

第3条 所長は学校給食課長の命を受け、給食センターの業務を統括し職員を指揮監督する。

2 職員は、上司の命を受け業務に従事する。

(運営委員の選出)

第4条 条例第5条に規定する運営委員会の委員は次の各号に掲げる者のうちから委嘱し、又は任命する。

(1) 市立関係学校長

(2) 市立関係学校PTA代表

(3) 教育委員会事務局職員

(4) その他教育委員会が必要と認める者

(運営委員会の委員の定数及び任期)

第5条 運営委員の定数は20人以内とし、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会の役員及び役員の任務)

第6条 運営委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1人

(2) 副委員長 1人

2 委員長及び副委員長は委員が互選する。

3 委員長は必要に応じて運営委員会を招集し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(運営委員会の庶務)

第7条 運営委員会の庶務は給食センターにおいて行う。

(管理)

第8条 給食センターの第10条に規定する使用対象者が行う目的外使用に係る管理については、次条から第18条までに規定するところにより、松原市教育委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(調理実習室等の使用)

第9条 給食センター内の調理実習室又は会議室（以下「調理実習室等」という。）を使用する場合は、あらかじめ委員会の許可を得なければならない。

(対象者)

第10条 調理実習室等の使用対象者は、食育の推進等に調理実習室等を使用しようとする者で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 松原市又は委員会が後援等をする事業を実施する団体
- (2) 食育の推進等を行うことを目的とした市内に存する非営利団体

(使用時間)

第11条 調理実習室等の使用時間は、松原市の休日を定める条例第2条第1項に規定する市の休日を除く日の午前9時30分から午後4時までとする。

(使用申請)

第12条 調理実習室等を使用しようとするものは、使用希望日の3月前から7日前までの間に団体規約、活動報告書等を添えて松原市立学校給食センター施設使用許可申請書（様式第1号）により、委員会に申請しなければならない。

(使用許可)

第13条 調理実習室等の使用許可については、受付順により決定し、松原市立学校給食センター施設使用許可書（様式第2号）を交付する。

(権利譲渡の禁止)

第14条 使用者は、調理実習室等の使用許可を受けた目的以外に使用し、又は調理実習室等の使用に係る権利を譲渡してはならない。

(使用料)

第15条 調理実習室等の使用料は、無料とする。

(指示の厳守)

第16条 調理実習室等の使用については、委員会の指示に従わなければならない。

(原状回復)

第17条 使用者は、調理実習室等を使用後、速やかに使用前の原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第18条 使用者は、調理実習室等の使用中においてその責めに帰すべき理由により、建物、設備、器具等の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか給食センターの運営について必要な事項は教育長が

定める。

附 則

この規則は、昭和47年6月1日から施行する。

附 則（昭和54年教委規則第1号）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（平成元年教委規則第21号）

この規則は、平成元年8月1日から施行する。

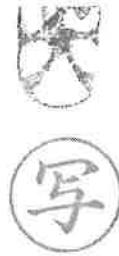
附 則（平成24年11月1日教委規則第13号）

この規則は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成30年8月9日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

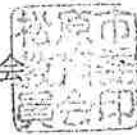
番号	議案第18号	担当	教育総務部文化財課
議案名	松原市指定有形文化財の指定について		
説明	<p>松原市丹南3丁目に所在する来迎寺が所蔵する木造阿弥陀如来立像について、松原市文化財保護条例第6条第1項の規定に基づき、松原市指定有形文化財として指定するものです。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		



松文第354号
令和4年1月28日

松原市文化財保護審議会会長 殿

松原市教育委員会



松原市指定文化財指定候補について（諮問）

松原市文化財保護条例第6条第1項の規定により下記の文化財を指定したいので、別紙調書を添えて、同条例第6条第3項の規定により諮問します。

記

種類	名称	員数	所在地	所有者
有形文化財 美術工芸品 彫刻	来迎寺 木造 阿弥陀如来立像	1躯	松原市丹南3丁目 1-22	来迎寺

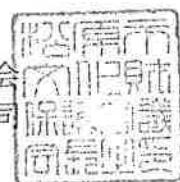
印

写

令和4年6月7日

松原市教育委員会 殿

松原市文化財保護審議会
会長 西田 孝司



松原市指定文化財の指定について（答申）

令和4年1月28日付け松文第354号で諮問のあった下記の文化財については、松原市文化財保護条例第6条第1項の規定により松原市指定文化財として指定することが適当であると認めます。

記

種類	名称	員数	所在地	所有者
有形文化財 美術工芸品 彫刻	来迎寺 木造 阿弥陀如来立像	1躯	松原市丹南3丁目 1-22	来迎寺

松原市所在指定登録文化財一覧

国 登 錄 有 形 文 化 財

No.	種別	種別2	名 称	員数	所有者	所在地	指 定 年月日	備 考
1	建造物	建築物	中山家住宅 主屋・湯殿・寝部屋・寮・ 二階蔵・南玄蔵・炭蔵綿蔵・ 北二階蔵・米蔵・瀬戸物蔵・ 本蔵及び裏門・長屋門・長屋・坪	14	個人	別所6	H16.3.2	文化2年(1805)／ 天保元年(1830) 増築／江戸後期／ 明治前期改造
2	建造物	建築物	田中家住宅 主屋・長屋門・土蔵・離れ・外坪	5	個人	高見の里3	H18.8.3	明治5年(1872)頃／ 昭和初期
3	建造物	建築物	田中家住宅 主屋・長屋門	2	個人	南新町1	H21.4.28	天保年間(1830-43)頃 ／文政年間(1818-29)
4	建造物	建築物	嶋田家住宅 大門・玄関書院・奥座敷・道具蔵	4	個人	天美東8	H26.10.7	明治20年(1887)／35 年(1902)／ 40年(1907)

大 阪 府 指 定 文 化 財

No.	種別	種別2	名 称	員数	所有者	所在地	指 定 年月日	備 考
1	記念物	植物	来迎寺のいぶき	1	来迎寺	丹南3	S56.6.1	—
2	建造物	建築物	布忍神社本殿 附;木片(寛文3年銘)	1	布忍神社	北新町2	H14.1.29	江戸前期

松 原 市 指 定 文 化 財

No.	種別	種別2	名 称	員数	所有者	所在地	指 定 年月日	備 考
1	美術工芸品	彫刻	大林寺 木造十一面觀音立像	1	大林寺	北新町1	H21.2.3	平安後期
2	美術工芸品	歴史資料	布忍神社 布忍八景扁額	6	布忍神社	北新町2	H21.2.3	江戸中期
3	美術工芸品	古文書	栄久寺 紙本墨書き教如上人消息	1	栄久寺	立部1	H25.12.20	安土桃山 天正8年(1580)
4	美術工芸品	彫刻	西方寺 木造阿弥陀如来立像	1	西方寺	三宅中5	H30.9.20	平安後期
5	美術工芸品	彫刻	西方寺 木造阿弥陀如来立像	1	西方寺	三宅中5	H30.9.20	平安後期
6	美術工芸品	彫刻	西方寺 木造十一面觀音立像	1	西方寺	三宅中5	H30.9.20	平安後期
7	美術工芸品	絵画	来迎寺 紙本着色融通念佛縁起絵巻	1	来迎寺	三宅中5	R3.6.15	室町時代 文亀2年(1502)

松原市指定文化財の種別

大分類	中分類	小分類	事例	記号
有形文化財	建造物	建築物	社寺、城郭、住宅、公共施設	建
		工作物	橋梁、石塔、鳥居	建工
	美術工芸品	絵画	壁画、仏画、図像、垂迹画、障壁画、肖像画、大和絵、水墨画、障屏画、近世画、浮世絵、近代絵画（明治以降）、清朝画等中国・朝鮮等の絵画	絵
		彫刻	仏像、神像、肖像、伎楽面、舞楽面、行道面、能・狂言面、狛犬、宗教的な靈獸等の像、天蓋、彫像内に納められた納入品（絵画・彫刻・工芸品・文書類等）、中国・朝鮮等の彫刻	彫
	工芸品	工芸品	鏡像、御生体、懸仏、宝塔、舍利塔、密教法具、磬、柄香、炉、如意、念珠、水瓶、堂内具、厨子、笈、斧、鉢、鰐口、鉦鼓、鐘、灯籠等、古神宝類、神輿、扁額、座臥具、唐櫃、机、硯箱、飲食器、服飾、茶道具、楽器、輿車船舶、武具、刀剣	工
		書跡	名家筆跡、和歌、連歌懐紙、短冊、法帖、古筆手鑑、墨跡	書
	考古資料	典籍	国書、漢籍、仏典、写経、洋本	
		古文書	古文書、個別文書、古記録、古日記、制札、絵図、系図、金石文、木簡	
		歴史資料	発掘の状況、出土品の概略及び所有権帰属等が明確なもの	考
			標本、絵図、和歌	歴
無形文化財	芸能関係		雅楽、能楽、歌舞伎、人形浄瑠璃、邦楽、邦踊、話芸	無
	工芸技術関係		陶芸、染織、漆芸、金工、木竹工、人形、手漉和紙、七宝、截金 その他の工芸技術	
民俗文化財	有形民俗文化財		衣服、器具、家屋、その他の物件 (だいかく、地車、唐箕、絵馬)	有民
	無形民俗文化財		衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、 民俗技術 (祭、音頭、おどり、獅子舞)	無民
記念物	史跡		貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅、その他の遺跡 (墓)	史
	名勝		庭園、橋梁、峡谷、その他の名勝地	名
	天然記念物		動物、植物、地質鉱物	天

○松原市文化財保護条例

平成18年3月31日条例第9号

附則

(指定)

第6条 委員会は、市の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び府条例第7条第1項の規定により大阪府指定有形文化財に指定されたものを除く。）のうち、市にとって重要なものを松原市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をしようとするときは、委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者（以下これらの者を「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しないときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定による指定をしようとするときは、委員会は、あらかじめ、第47条に規定する松原市文化財保護審議会に諮問しなければならない。
- 4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者等に通知して行うものとする。
- 5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。
- 6 第1項の規定による指定をしたときは、委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(設置)

第47条 法第190条第1項の規定により市の区域内に存する文化財の保護及び活用に関して、委員会の諮問に応じ、意見を述べるため、松原市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

番号	議案第19号	担当	教育総務部文化財課
議案名	松原市文化財保護審議会への諮問について		
	立部遺跡出土須恵器蔵骨器（壺・蓋）附火葬骨ほか蔵骨器内遺物の松原市指定有形文化財への指定について、松原市文化財保護条例第6条第3項の規定に基づき、松原市文化財保護審議会に諮問するものです。		
説明			
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

別紙

諮詢調書(案)

松原市教育委員会

〈有形文化財 美術工芸品 考古資料〉

名称・員数：立部遺跡出土須恵器藏骨器(壺・蓋)

附 火葬骨ほか藏骨器内遺物 一括

所 有 者：松原市(松原市教育委員会)

所 在 地：松原市阿保1丁目1番1号(松原市役所)

年 代：平安時代初頭(9世紀前半)

材質・法量等：須恵器壺 口径 9.5cm、器高 23.6cm、
底径 12.4cm、最大径 23.4cm

須恵器蓋 口径 12.4cm、器高 3.0cm

〔説明〕

○立部遺跡の概要

本資料が出土した立部遺跡は、松原市立部・岡・柴垣・西大塚に位置する縄文時代～近世の集落跡・社寺跡・古墳・その他の墓・生産遺跡である。遺跡は、南の羽曳野丘陵からびる河内台地上に位置する。これまでに実施された発掘調査では、古墳～平安時代の墓や奈良～鎌倉時代を中心とする掘立柱建物や井戸などの集落跡が確認されている。

○調査の概要(図1～3)

藏骨器は、立部3丁目399-1に所在する市立大塚青少年運動広場の施設整備工事に伴い、松原市教育委員会が平成2年(1990)に実施した発掘調査で出土した。

調査地は河内大塚山古墳(大塚陵墓参考地)の南約 300mに位置し、東側にはかつて開析谷を利用した溜池の上ノ池が存在した。この調査では、古墳時代中期～後期の古墳 7 基、飛鳥時代の土壙墓1基、奈良時代の火葬墓1基、平安時代前期の火葬墓1基、木棺墓1基、土壙墓1基など、連綿と営まれた在地氏族の墓域を確認した⁽¹⁾。

○蔵骨器の出土状況(図4、写真1～3)

蔵骨器が出土した土壙は一辺約 1m、深さ 0.2m の規模で、底は蔵骨器底部の大きさに合わせてさらに 5～10cm 掘りくぼめていた。土壙の底には木炭が敷かれており、その上に据え置かれた蔵骨器は肩部付近まで土壙の掘削土に炭を混ぜた土で埋められていた。全体ではないが木炭で蔵骨器を囲い、木炭櫛に準じる構造をもつ。また、蔵骨器の壺に被せられた蓋は粘土で固定し密封されており、ていねいに埋納されたことがうかがえる。粘土による固定は現時点では他に類例がなく貴重である。

なお、土壙からは蔵骨器とともに納められた可能性が高い土師器の杯の破片が出土しており、土器の特徴は平安時代初頭(9世紀前半)のものである。

○蔵骨器の概要(図4、写真4～6)

火葬骨が納められていた蔵骨器は、須恵器の壺と蓋からなる。

壺は灰色の短頸壺で、頸部は短く立ち上がる。口縁部付近に蓋と壺を固定した粘土が残存する。一見すると畿内で一般的に出土する壺の形状に類似するが、頸部や口縁部の特徴が異なるため、生産地は畿外と考えられる。

壺内部には肩部付近まで木炭と焼土の混じった火葬骨が納められていたが、副葬品は伴っていなかった。火葬骨の埋納に規則性は認められず、ノド仏を最後に

安置する作法も確認することができなかった。

暗灰色の蓋は輪状つまみをもつが、この蓋は畿内で珍しく、壺と同じく生産地は畿外と考えられる。

○火葬骨の概要(図5～9、写真6～7)

蔵骨器に納められた火葬骨は熟年(40～59歳)の男性1人分である。骨量は全身の約半分で、上腕骨・大腿骨・脛骨がほぼ丸ごと頭蓋骨も半分が埋納されるなど火葬骨としては残存状況が多い。観察結果から軟部組織(筋肉)が残存した状態で火葬されたと考えられる。

骨から推定される男性の身長は158～160cmで、上半身の筋肉が発達していたことがわかった。また、骨に含まれるストロンチウム同位体比の分析から、比較的栄養度の高い食事を摂取できる人物であったと推定できる。

火葬骨及び共伴した木炭の放射性炭素年代測定によると、死亡年代は770年～900年(奈良時代後期～平安時代前期)となる確率が最も高い。木炭が火葬骨よりやや古い年代(660～770年)を示したことから勘案すると、800年頃に死亡したと考えられる。

○火葬地の推定(図10)

蔵骨器内の焼土・壺と蓋を固定した粘土・火葬墓周辺の土についてストロンチウム同位体分析を実施した結果、全て同じ地質に由来すると推定された。焼土は被葬者を火葬した後に収骨する際に混入したものと推定されるため、被葬者は蔵骨器の産地ではなく、立部遺跡周辺で火葬され蔵骨器に納められた可能性が高い。

○評価(図 11)

本資料は、共に出土した土師器の杯から平安時代初頭(9世紀前半)に比定され、被葬者は火葬骨・木炭の炭素年代測定から、9世紀を前後する時期(800 年頃)に死亡したと考えられる。

本資料が埋納されていた火葬墓は古墳～平安時代の氏族墓地内に當まれている。封土など上部構造は残存しないものの、蔵骨器周囲の木炭と内部に埋納された蔵骨器はともに良好な状態で残されていたため、埋葬方法を復元することができる。また、粘土で密封されていたことにより、蔵骨器内部の状態も良好であり、火葬骨の埋納過程についても復元することができる。

さらに、火葬骨の残存状態が良好なことから、自然科学分析によって被葬者について、(1)熟年(40～59 歳)の男性、(2)身長 158～160cm で、上半身の筋肉が発達していた、(3)比較的栄養度の高い食事を摂取していた、(4)西暦 800 年頃に死亡し、立部遺跡周辺で火葬された、以上のことことが判明した。

また、被葬者の性格については、火葬墓の構造と階層性を検討した小田裕樹の研究⁽²⁾が参考になる(図 11)。蔵骨器の外側に櫛⁽³⁾をもち、金属・ガラスなどの高級素材蔵骨器を持つ I 型火葬墓の被葬者を従五位以上の高級貴族に比定し、II 型・III 型火葬墓の被葬者は下級官人を輩出する在地氏族層に比定している⁽⁴⁾。

立部遺跡の火葬墓は、木炭櫛に準じる構造をもち、蔵骨器は須恵器製であることから、分類の II 型に相当すると思われる。よって、被葬者は従五位以下の官人を輩出する氏族の出身者と考えられる。

調査地は古代の河内国丹比郡にあたり、被葬者の出身氏族としては古くから葬送に関わる職掌⁽⁵⁾を担った土師氏や画師を務める官人を輩出した河内画師などが考えられる。両者の本拠地と考えられる丹比郡土師郷(里)は、堺市域と松原市域に比定する説があり、松原市域では松原市立部周辺が比定されている⁽⁵⁾。本火葬

墓に直接関わる文献史料は確認されていないため具体的な氏族名は不明であるが、古墳～平安時代にわたり連綿と営まれた氏族墓地の中に火葬墓があることから、少なくとも古くから立部周辺を本拠とした氏族の墳墓であった可能性は十分考えられる。

以上のように、立部遺跡出土須恵器蔵骨器(壺・蓋)は古代の葬送儀礼や在地氏族の墓制の在り方を考究する上で貴重な資料であり、本市指定文化財に相応しい。

【註】

- (1) 本資料及び出土地点の詳細や自然科学分析の成果については、松原市教育委員会 2021 『立部遺跡・立部古墳群』松原市教育委員会を参照。
- (2) 小田裕樹 2011 「墓構造の比較からみた古代火葬墓の造営背景」『日本考古学』32 日本考古学会
- (3) 註(2)文献によると、蔵骨器の外側に設けられる施設で、石槨・粘土槨・木炭槨・石櫃がある。
- (4) 註(2)文献によると、II型火葬墓は須恵器壺 A を用いて、蔵骨器の周囲を瓦や石組みで囲む構造のほか、須恵器や土師器大甕の中に蔵骨器を納める構造をもつという。一方、III型火葬墓は蔵骨器専用容器ではなく、転用品を素掘りの土坑に納めるものである。蔵骨器と埋納施設の違いから、III型を II型よりやや低い階層に比定している。
- (5) 小出義治 1951 「大和、河内、和泉の土師氏」『國史学』54 國史学会、松原市史編さん委員会 1985 『松原市史』第 1 卷 松原市役所、塚口義信 1998 「天皇陵の伝承と大王墓と土師氏」『網干善教先生古希記念考古学論集 下巻』網干善教先生古希記念論文集刊行会など。土師氏については、多数の系統があり、本貫地も様々である。

[参考文献]

- ・小田裕樹 2004 「奈良県葛城市三ツ塚古墳群・古墓群の形成過程—古代氏族墓地の基礎的研究—」『九州と東アジアの考古学—九州大学考古学研究室 50 周年記念論文集—上巻』九州大学考古学研究室 50 周年記念論文集刊行会
- ・小林義孝 2004 「古代の火葬と火葬墓」『古墳から奈良時代墳墓へ 古代律令国家の墓制』大阪府立近つ飛鳥博物館
- ・(公財)元興寺文化財研究所・松原市教育委員会 2020 『たじひのだより』No.19 松原市教育委員会
- ・松原市教育委員会 2021 『立部遺跡・立部古墳群』松原市教育委員会:<http://doi.org.10.24484/sitereports.106098>

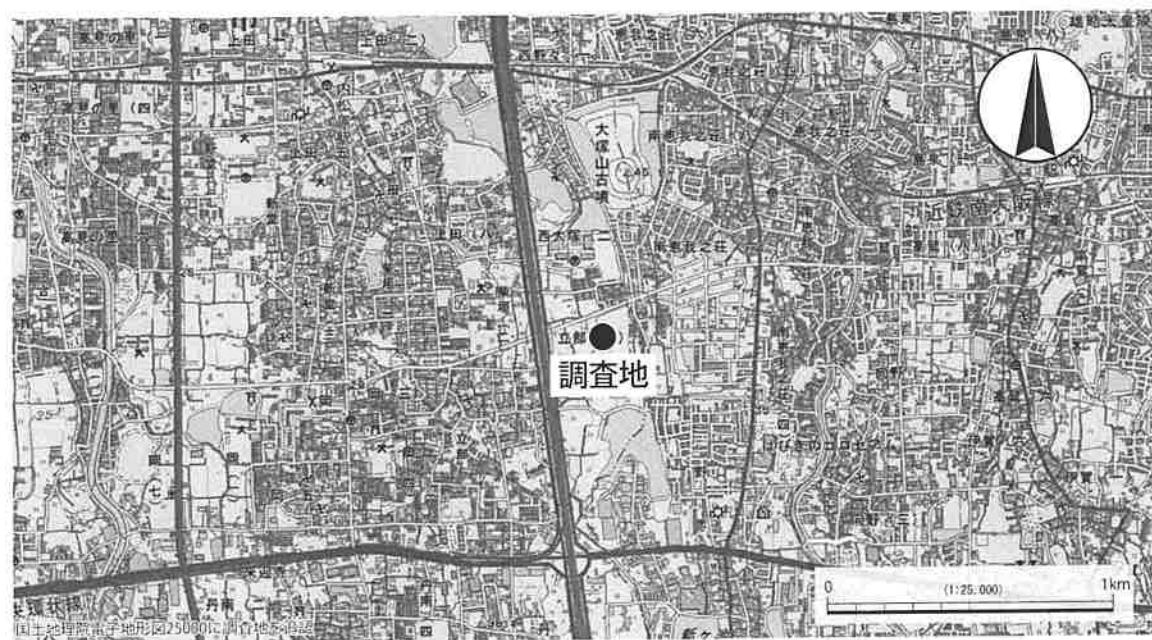


図1 調査地位置図 (1:25000)

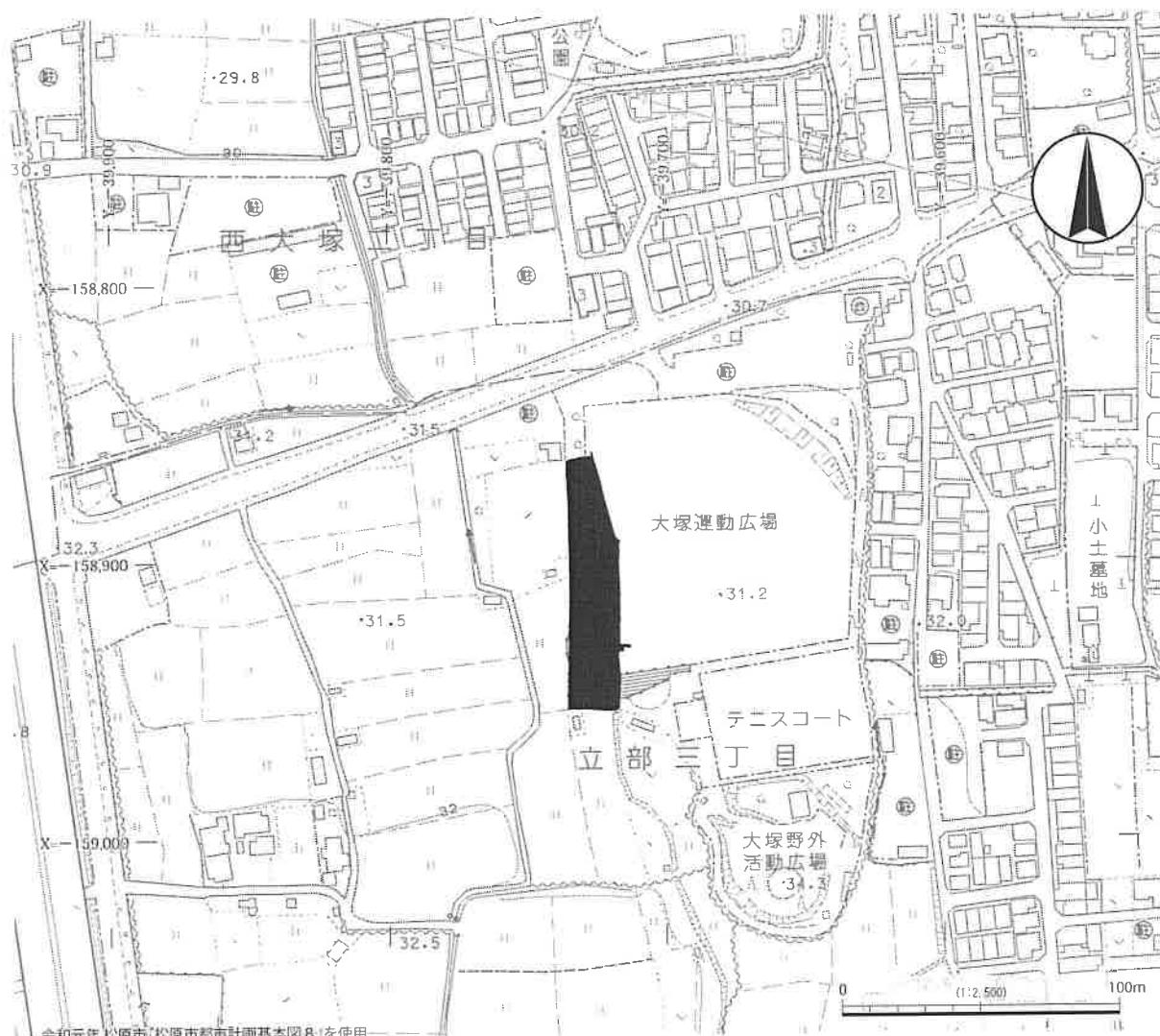


図2 調査地位置図 (1:2500)

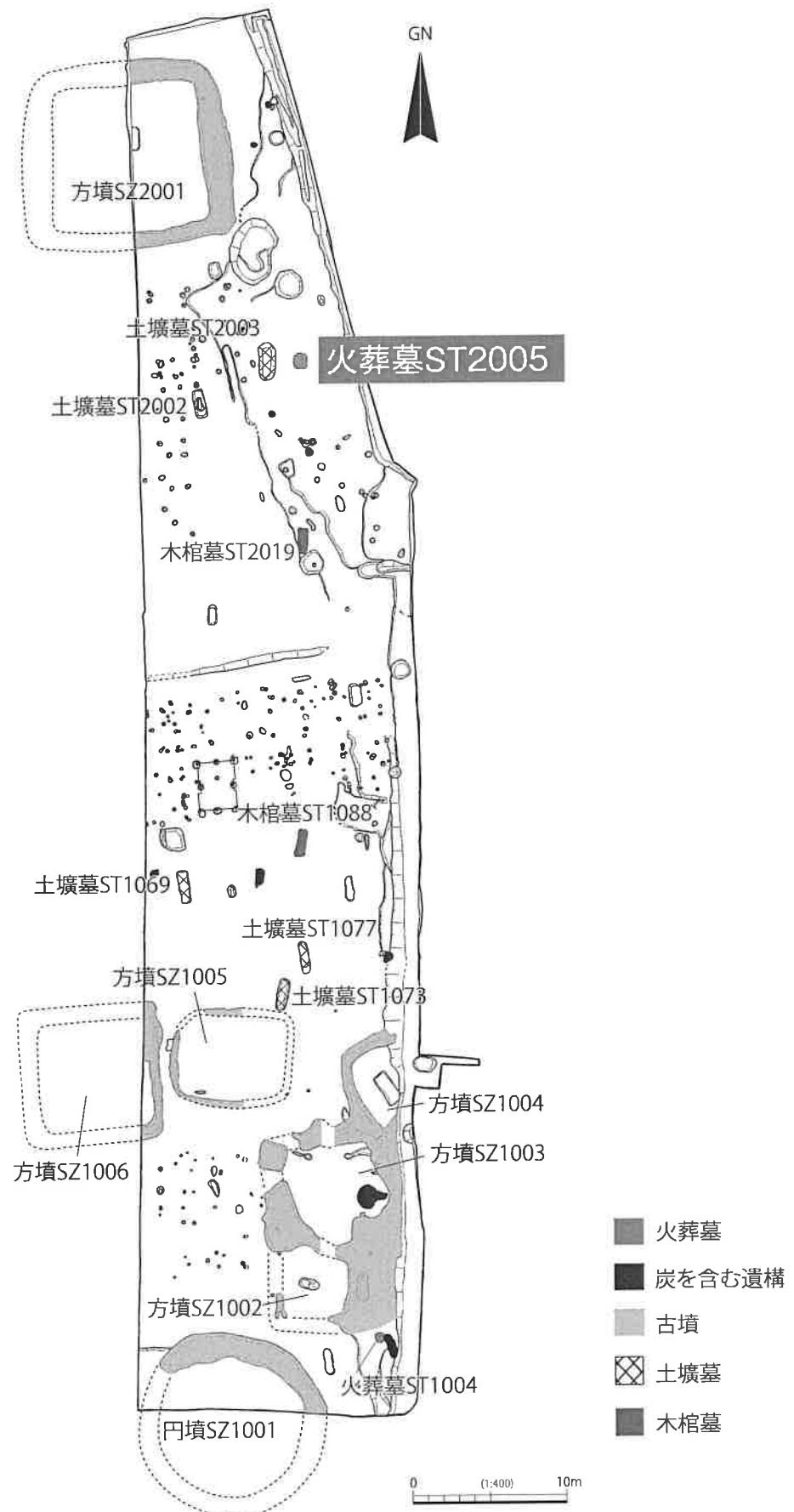


図3 遺構配置図 (1 : 400)

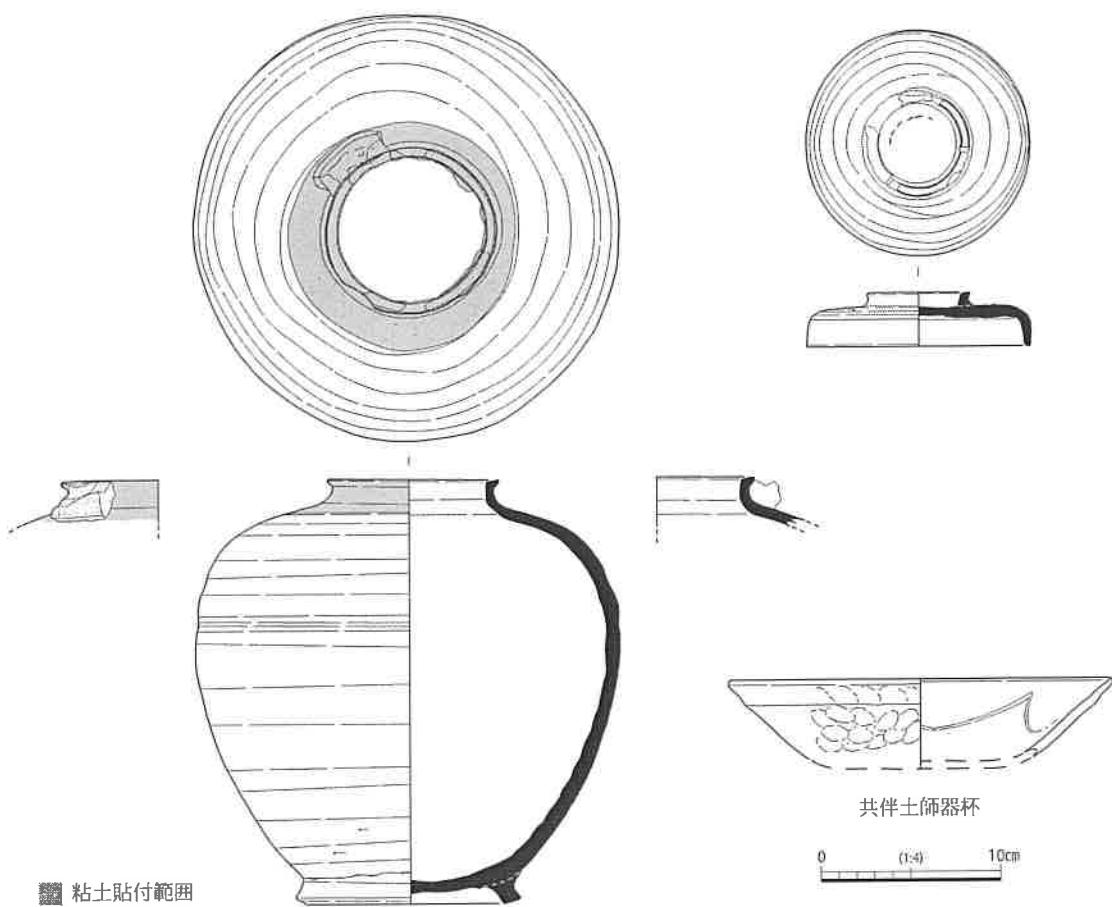
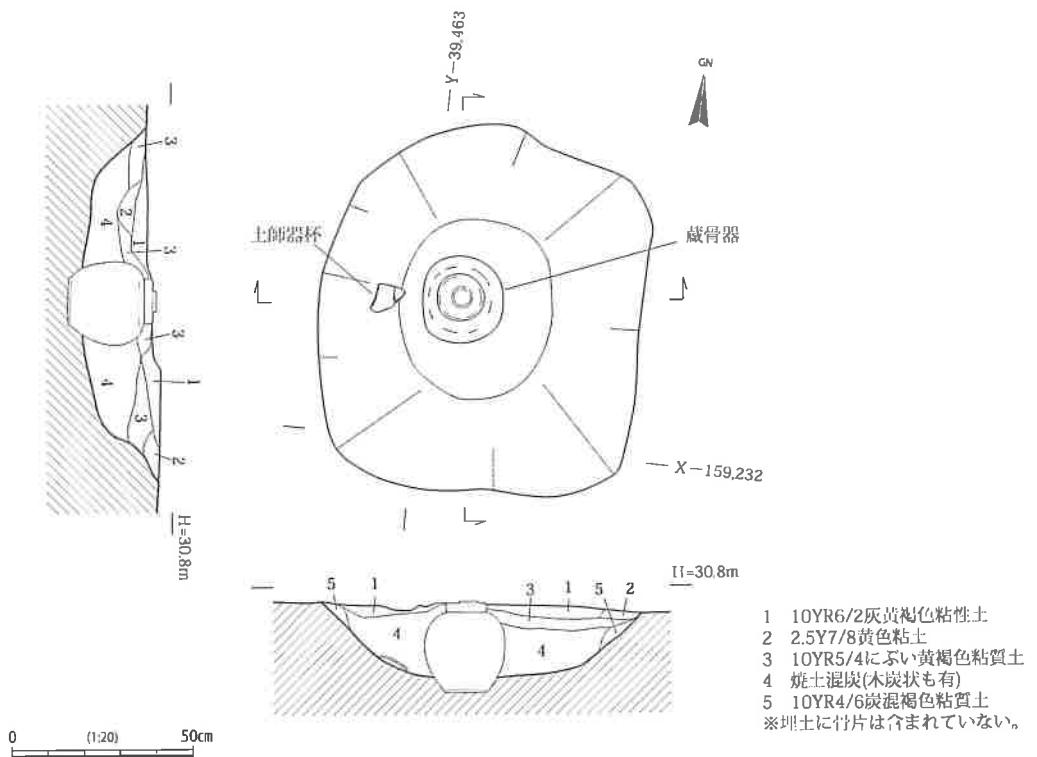


図4 火葬墓 ST2005 出土状況図（1：20）、藏骨器・出土遺物実測図（1：4）

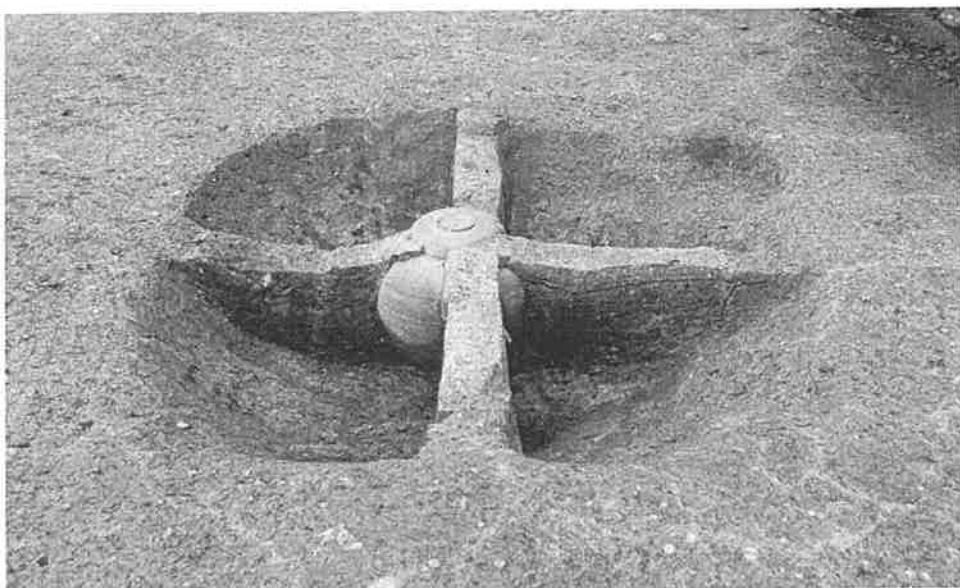


写真1
火葬墓 S T 2005
土層断面



写真2
火葬墓 S T 2005
口縁部付着粘土



写真3
火葬墓 S T 2005
完掘状況



写真4. 火葬墓 ST2005 出土遺物 火葬骨・木炭・焼土



写真5. 火葬墓 ST2005 藏骨器壺

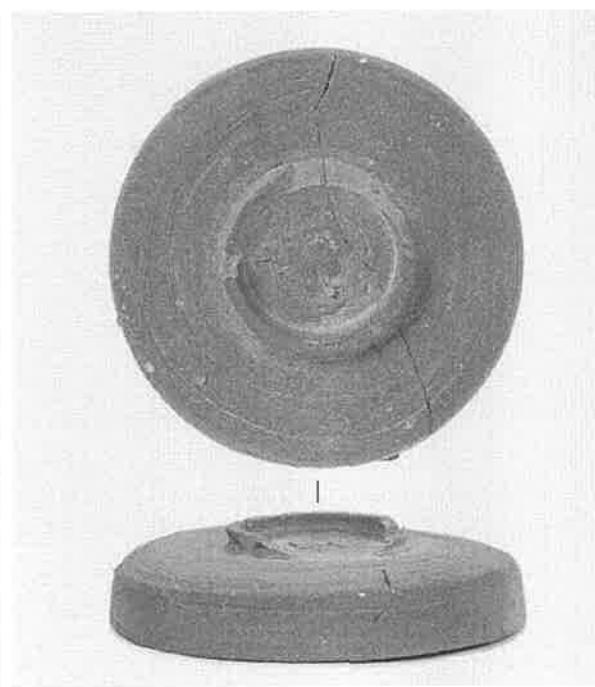


写真6. 火葬墓 ST2005 藏骨器蓋

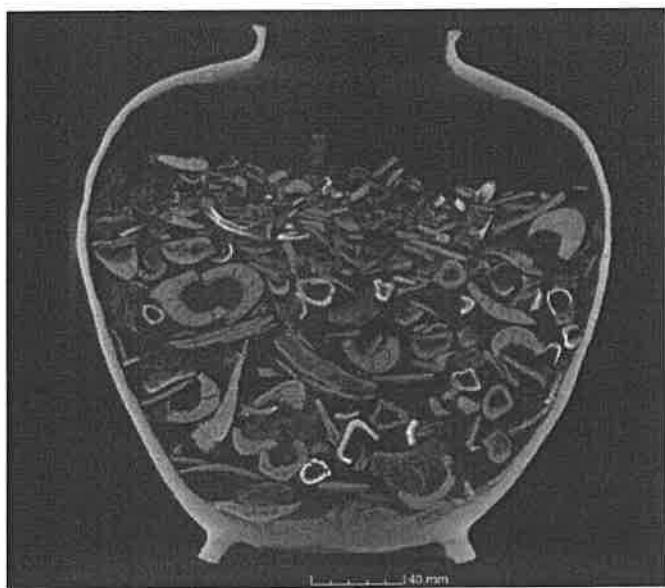


写真7 藏骨器X線CTスキャン

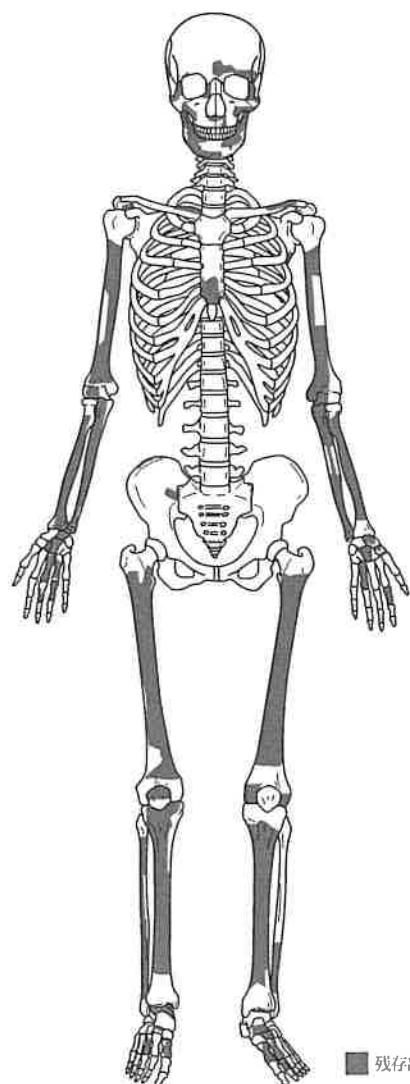


図5 人骨残存図

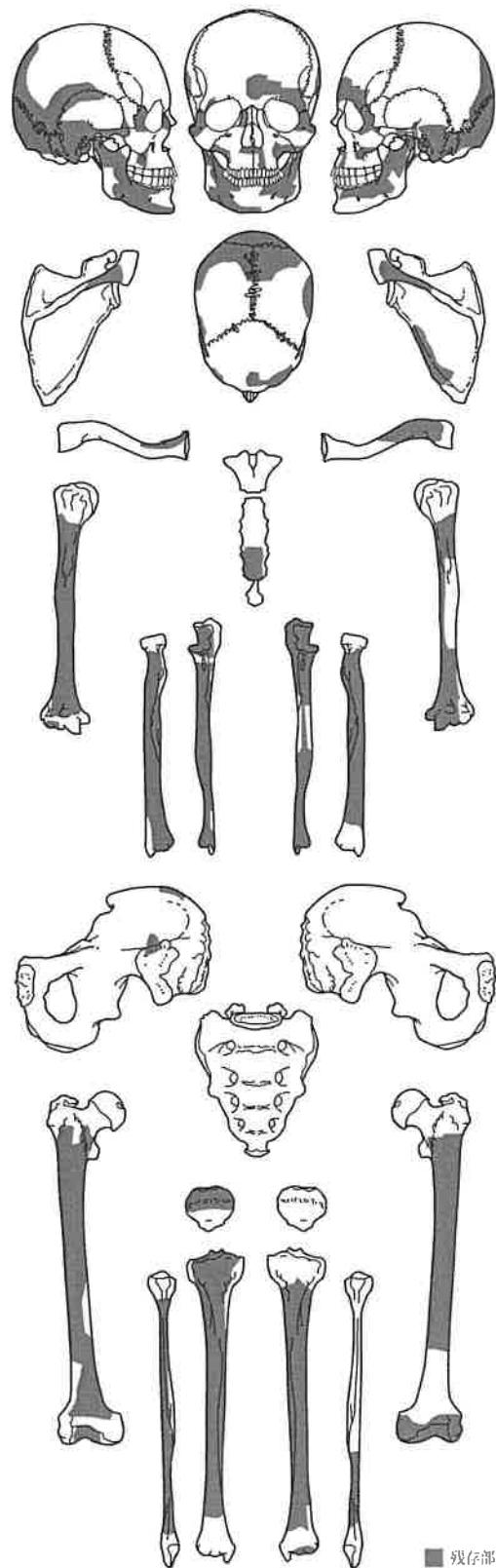


図6 人骨残存図（展開）男性・熟年

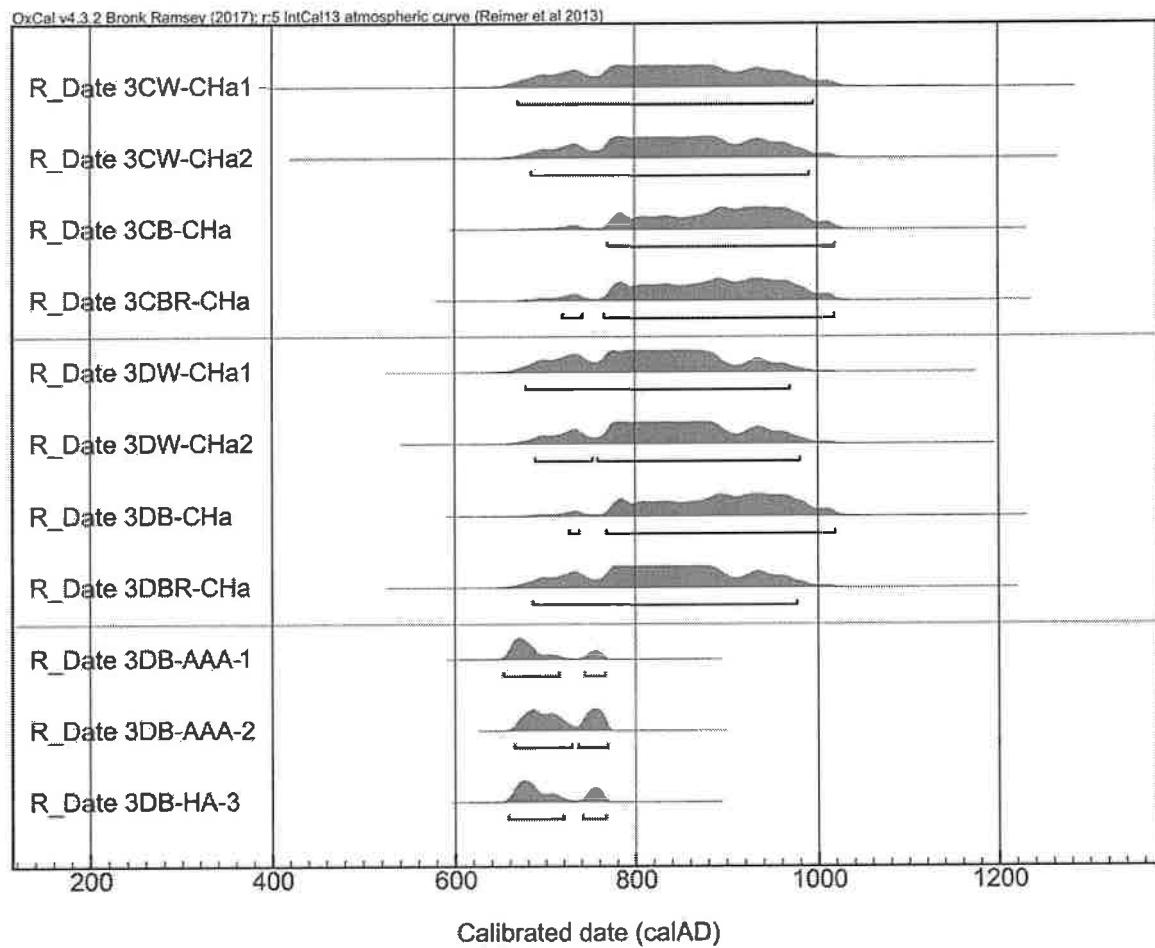


図7 3C層、3D層の黒色骨片と白色骨片の¹⁴C年代

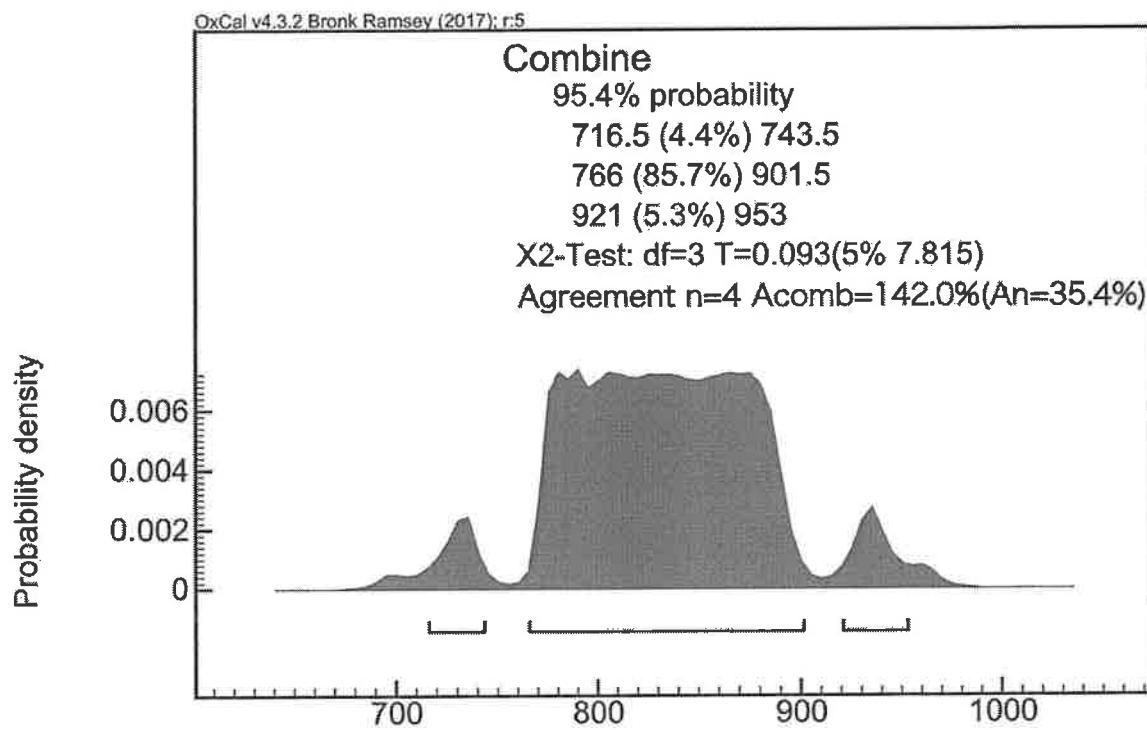


図8 白色骨片4試料のCombine年代

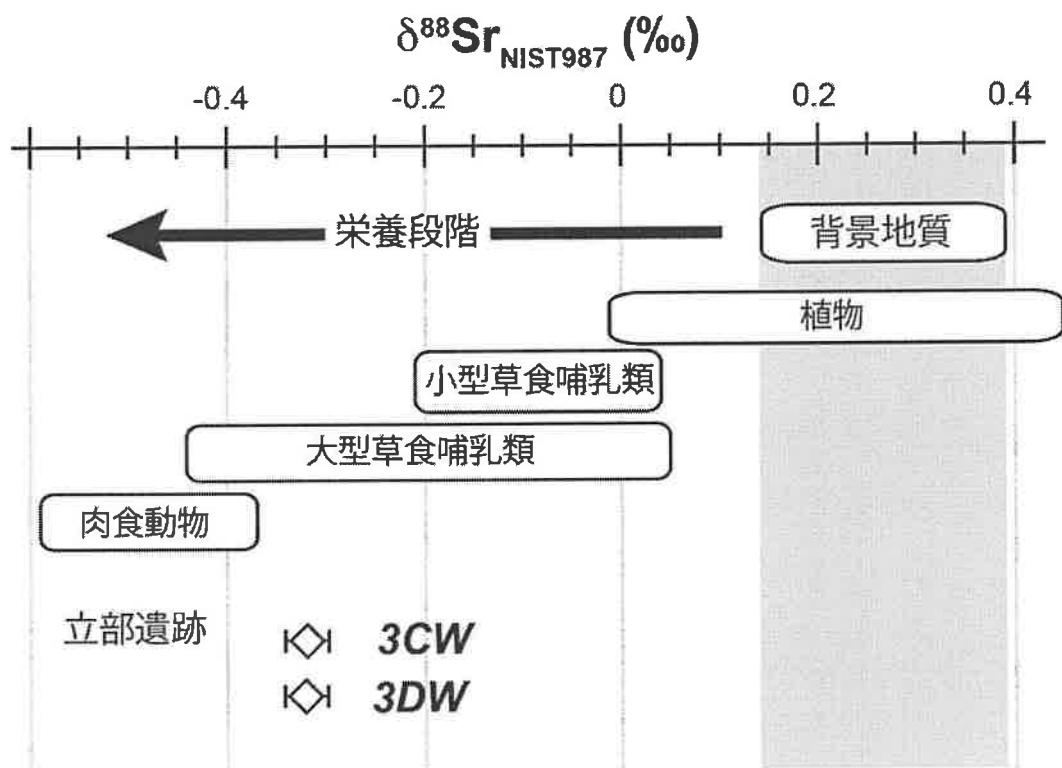
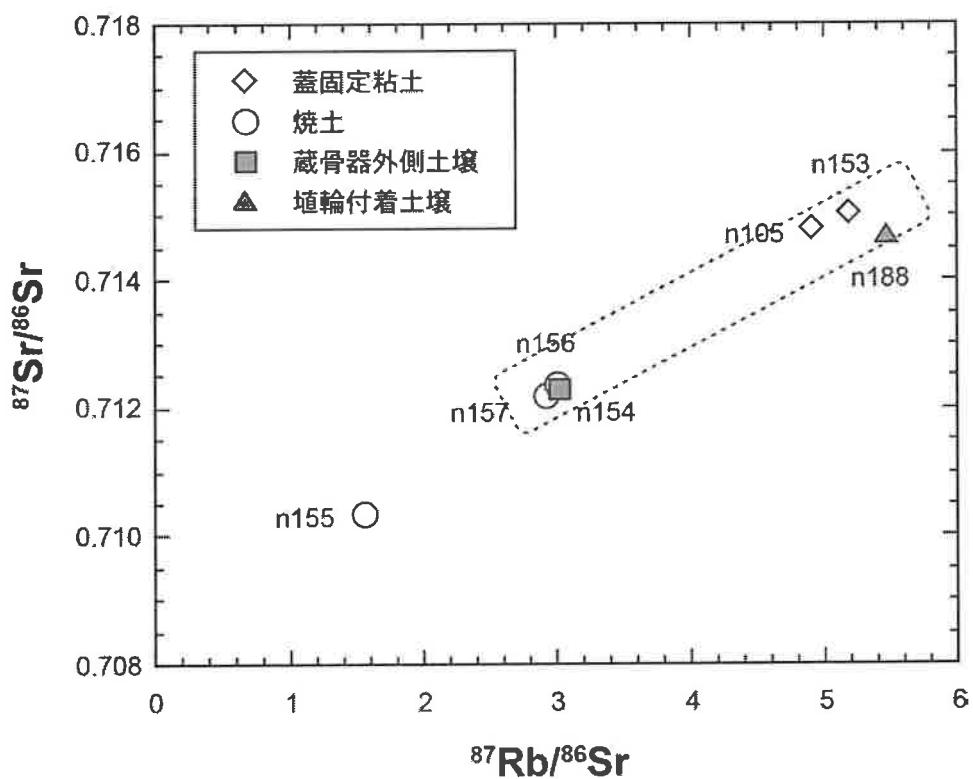
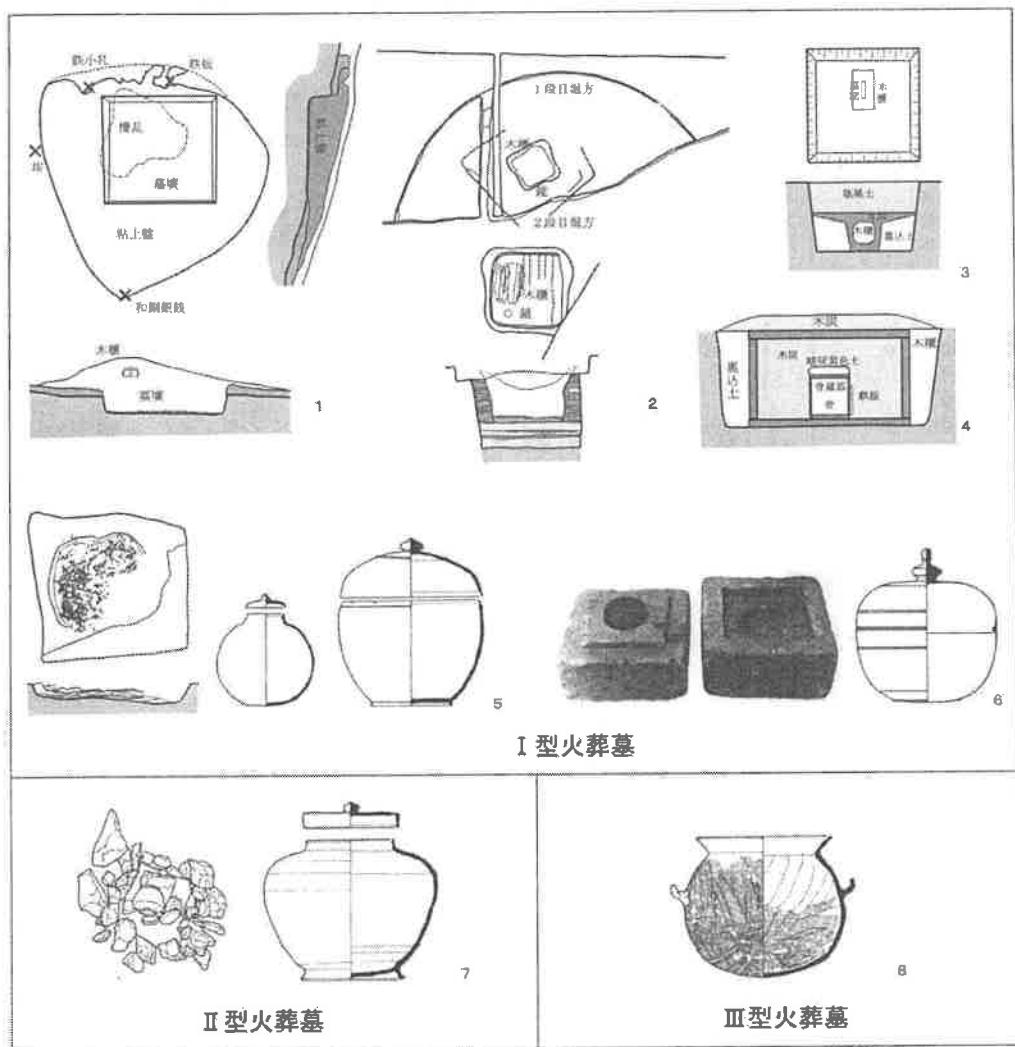


図9 安定ストロンチウム同位体を利用した食性解析



※点線の範囲は立部遺跡の土
の推定分布領域

図10 土壤試料のRb-Sr放射変異系分析結果



1. 小治田安萬侶墓 2. 柿之内火葬墓 3. 太安萬侶墓 4. 出屋敷2号墓 5. 文祢麻呂墓
6. 拾生古墓 7. 雁多尾烟49支群1号墓 8. 雁多尾烟49支群2号墓

図 11 古代火葬墓の3類型 (註 (1) 文献より転載)